表備考ホ中「第七号」を「第九号」に改め、同表備考リ中「第九号」を「第十一号」に改め、同表備考ヌ中「第十号」を「第十二号」に改め、同表備考ル中「第五十四条第八号」を「第五十四条第十号」に改め、同表備考ルを同表備考ワとし、同表備考ヌの次に次のように加える。

ル　「地震等限定てん補方式」とは、規則第五十四条第七号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう。

ヲ　「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」とは、規則第五十四条第八号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十四号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	養殖業の種類	団体責任分担共済金額				特別団体責任分担共済金額			
		通常てん補方式	全病害不てん補方式	特定病害不てん補方式	病害低てん補方式	通常てん補方式	全病害不てん補方式	特定病害不てん補方式	病害低てん補方式
赤潮特約に係る区分	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第二十二条の三第十四号に掲げる養殖業	三五・三%	四七・〇%	—	三五・一%	二六・九%	三九・五%	—	二七・二%
赤潮特約に係る部分以外の部分		一八・二	一八・二	一八・二%	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九%	一四・九
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十五号に掲げる養殖業	一九・七	三一・六	—	一〇・五	一三・八	二五・四	—	六・八
赤潮特約に係る部分以外の部分		一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十六号に掲げる養殖業	一四・〇	二七・五	一九・九	八・六	九・〇	二三・一	一四・三	四・九
赤潮特約に係る部分以外の部分		一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十七号に掲げる養殖業	二二・三	二七・五	一九・九	一五・八	一五・四	二二・一	一四・三	一〇・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十八号に掲げる養殖業	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
赤潮特約に係る部分以外の部分		九・一	二七・五	一九・九	四・六	五・九	二三・一	一四・三	二・九
赤潮特約に係る部分		一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九